

令和7年度 奥州市除雪等実施計画

1 目的

この計画は市管理道路の除雪、排雪及び凍結抑制剤の散布（以下「除雪等」という。）に関する必要な事項を定め、降雪、積雪に対して安全な交通網の確保を図るとともに、大雪による市民生活及び産業経済活動への影響を軽減することを目的とする。

2 除雪等の実施体制

除雪等は都市整備部維持管理課が所管し、各総合支所と連携しながら業者への委託及び直営作業により実施する。

3 除雪等の実施期間

除雪等の実施期間は、令和7年12月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、気象状況によって除雪等が必要な場合は期間外であっても実施する。

4 除雪等の実施路線

除雪等は以下の路線の車道及び歩道を実施する。

(1) 第1種路線

主要幹線道路、バス路線、スクールバス路線、公共施設や医療施設に通じる重要な路線

(2) 第2種路線

準幹線道路、その他生活路線

(3) その他路線

特に除雪等が必要と認められる路線

5 除雪等の実施基準

(1) 除雪の実施基準

路面上の積雪が概ね10cm以上となる場合、強風により雪庇が発生し安全な通行に支障が生じる場合、及び気温変化等による融雪により路面の状態が悪化した場合に実施する。

(2) 凍結抑制剤散布の実施基準

急カーブ、急勾配区間等において路面の凍結が見込まれる場合に実施する。

(3) 排雪の実施基準

① 第1種路線において、路側の堆雪高さが概ね1.2メートルを超えるか、かつ片側の車道幅員が概ね2.5メートル以下となったとき、または大型車両の相互通行に支障があるとき。

② 第2種路線の準幹線路線において、車道幅員が概ね4.0メートル以下となったとき、または自動車（大型を除く）の相互通行に支障があるとき。

- ③ 第2種指定路線のその他生活路線において、車道幅員が概ね2.5メートル以下となつたとき、または車両（大型を除く）の通行に支障があるとき。
- ④ 交差点において、堆雪により視界が阻害され、安全な車両通行に支障があるとき。
- ⑤ 学校周辺において、堆雪により児童、生徒の安全な通行に支障があるとき。
- ⑥ バス停留所において、堆雪によりバスの乗降に支障があるとき。
- ⑦ バス路線や通学路において、堆積により歩行者の安全な通行に支障があるとき。
- ⑧ 前各項目に掲げる場合のほか、路面状況の悪化等により安全な車両通行が確保できないとき。

6 雪置き場の開設

(1) 開設期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

(2) 受入れ対象

市内の道路、住宅及び事業所等からの排雪を対象とする。

(3) 開設場所

- ① 奥州市水沢佐倉河字向川原地内
胆沢川桜づみ広場駐車場
- ② 奥州市江刺岩谷堂字反町地内
ごくよう江刺会館様北側市有地
- ③ 奥州市前沢字阿部館地内
前沢いきいきスポーツランド北側駐車場
- ④ 奥州市胆沢小山字上十文字地内
いさわ南部地区都市農村交流拠点施設用地
- ⑤ 奥州市衣川古戸地内
旧衣川総合支所跡地ほか市有地

(4) 搬入車両

中型車両（4tダンプトラック）までを原則とする。業者による搬入も受け入れるが、大型車で搬入する場合は他の利用者との混雑、事故等を防止するため、維持管理課で連絡を受けて場所や時間を指定する。

(5) 利用上の注意事項

次の注意事項について、広報やホームページにより周知を図る。

- ・必要な安全対策は搬入者が講じること
- ・子供たちを立ち入らせない（遊ばせない）こと
- ・ゴミや砂利を混入させないこと
- ・市外からの雪を持ち込まないこと
- ・雪を置く際は、奥から順に置くこと